

令和8年度
地域整備方向検討調査

仙北平野二期地域玉川頭首工構想設計その他業務

特別仕様書

東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条 令和8年度地域整備方向検討調査仙北平野二期地域玉川頭首工構想設計その他業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「設計共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条 本業務は、地域整備方向検討調査仙北平野二期地域の整備構想策定のため、玉川頭首工の構想設計を行うものである。

(場所)

第1-3条 この業務において対象とする地域は、秋田県仙北市角館町広久内船場地先で別紙1位置図に示すとおりである。

(一般事項)

第1-4条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

(1) 作業実施のための立入り等は、設計共通仕様書第1-16条及び調査共通仕様書第1-15条によるが、土地の踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

なお、現地立入りに当たっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。

(2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員に資料の提出を求められた時は、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-5条 管理技術者は、設計共通仕様書及び調査共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技 術 士	総合技術監理	農業―農業土木 農業―農業農村工学
	農 業	農業土木 農業農村工学
博 士	農 学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(照査技術者)

第1-6条 (1) 照査技術者は、設計共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技 術 士	総合技術監理	農業―農業土木 農業―農業農村工学
	農 業	農業土木 農業農村工学
博 士	農 学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(2) 設計共通仕様書第1-7条第4項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次

のとおりとする。

- 1) 業務計画作成段階
- 2) 設計計画段階
- 3) 数量計算段階
- 4) 概算工事費積算段階
- 5) 報告書原稿作成段階
- 6) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合

(3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第1－7条 担当技術者は、設計共通仕様書第1－8条及び調査共通仕様書第1－7条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1－8条 設計共通仕様書第1－11条、調査共通仕様書第1－10条における業務組織計画の作成及び設計共通仕様書第1－12条、調査共通仕様書第1－11条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(保険加入)

第1－9条 受注者は、設計共通仕様書第1－37条及び調査共通仕様書第1－38条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2－1条 作業の基本的事項に関しては、次表の図書を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「頭首工」	(社)農業農村工学会	令和6年3月
2	鋼構造物計画設計技術指針(水門扉編)	(社)農業土木事業協会	平成21年11月
3	農業水利施設機能保全の手引き	農業農村整備部会	平成27年5月
4	農業水利施設機能保全の手引き「頭首工」	農業農村整備部会	平成28年8月
5	農業水利施設機能保全の手引き「頭首工 (ゲート設備)」	農業農村整備部会	平成22年6月
6	農業水利施設機能保全の手引き「電気設 備」	農林水産省農村振興局	平成25年5月
7	農業水利施設長寿命化のための手引き (案)	農林水産省農村振興局	平成27年11月

(設計条件)

第2－2条 設計作業における設計条件は、次のとおりである。

- (ア) 設計取水量 27.223m³/s
 内仙北平野分 23.822m³/s
 (イ) 設計取水位EL 81.60m
 (ウ) 設計洪水量 2,600m³/s
 (エ) 設計洪水位EL 82.86m

(貸与資料)

第2-3条 貸与資料は、次のとおりである。

番号	貸 与 資 料	数量	備考
1	国営仙北平野地区事業誌	1 式	
2	施設管理図	1 式	
3	平成30年度 国営施設応急対策事業 仙北平野地区玉川頭首工耐震性能照査業務 報告書	1 式	
4	令和2年度 国営施設応急対策事業 仙北平野地区玉川頭首工耐震性能照査他業務 報告書	1 式	
5	令和3年度 国営施設応急対策事業 仙北平野地区丸子川頭首工他耐震性能照査業務 報告書	1 式	
6	令和4年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 仙北平野地区玉川頭首工他機能診断等業務 報告書	1 式	
7	令和5年度 地域整備方向検討調査 仙北平野二期地区概略施設整備構想検討その他調査業務 報告書	1 式	
8	令和7年度 地域整備方向検討調査 仙北平野二期地域小水力発電施設予備調査検討その他業務 報告書	1 式	

(貸与資料の取扱い)

第2-4条 第2-3条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 貸与資料記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。
- (3) 貸与資料等で適用条件を選択する必要がある場合や貸与資料以外の基準を適用する場合は監督+職員の指示を受けるものとする。

(関連業務)

第2-5条 本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた業務としなければならない。

業 務 名	業務実施期間 (予定)
令和8年度 地域整備方向検討調査 仙北平野二期地域概略経済効果算定その他業務	令和8年6月～ 令和9年2月

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は、別紙2「作業項目内訳表」の作業実施欄に○印で示すものとする。

作業項目表

作 業 項 目	数 量
設計作業	

作 業 項 目	数 量
1. 現地調査	1 式
2. 資料の検討	1 式
3. 玉川頭首工の構想設計	
3-1. 設計計画	1 式
3-2. 水理計算	1 式
3-3. 設計図作成	1 式
3-4. 数量計算	1 式
3-5. 施工計画	1 式
3-6. 概算工事費積算	1 式
3-7. 照査	1 式
3-8. 点検取りまとめ	1 式

(作業の留意点)

第3－2条 作業の実施に際し、特に留意する点は次のとおりとする。

- (1) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (2) 第2－3条及び設計共通仕様書に示す貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (3) 施設設計の検討に当たっては、当該施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- (4) 対象施設、関連施設及び設備で完了している成果がある場合は、内容を確認するとともに十分に活用し効率的な作業を行う。
- (5) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。
 - ・「工事工種の体系化」は
https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/ を参照。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4－1条 設計共通仕様書第1－10条及び調査共通仕様書第1－9条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

- 初 回 作業着手の段階
- 第2回 中間打合せ(設計計画段階)
- 第3回 中間打合せ(数量計算段階)
- 第4回 中間打合せ(概算工事費積算段階)
- 最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ、円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

(成果物)

第5－1条 成果物を設計共通仕様書及び調査共通仕様書第1－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体(CD-R若しくはDVD-R) 正副2部

(2) 成果物の出力 1 部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

(成果物の提出先)

第5-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

秋田県秋田市山王七丁目1番3号 秋田合同庁舎5F
東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所

第6章 業務スライドの試行

(業務スライドの試行)

第6-1条

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)に基づく試行業務である。
- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。

第7章 契約変更

(契約変更)

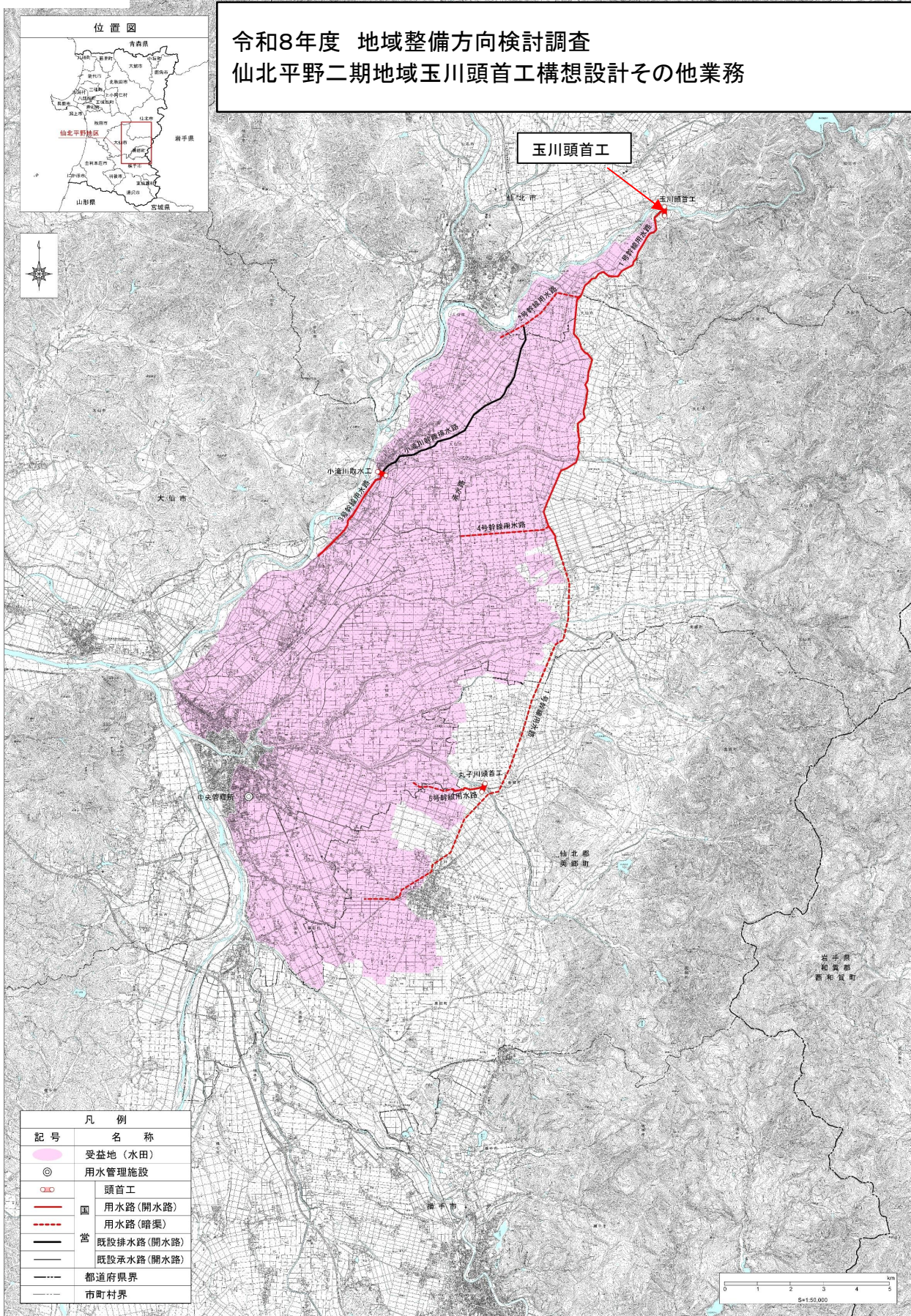
第7-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2-2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合
- (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間の変更が生じた場合
- (6) 関係機関等の対外的協議により設計計画等に変更が生じた場合
- (7) その他

第8章 定めなき事項
(定めなき事項)

第8－1条 この特別仕様書に定めなき事項、又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙1 位置図



別紙２ 作業項目内訳表

【設計作業】

作 業 項 目	作 業 内 容	作業 実施欄
1. 現地調査	設計に必要な現地調査を行う。	○
2. 資料の検討	設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握し、作業計画を策定する。	○
3. 玉川頭首工の構想設計		
3-1 設計計画		○
3-1-1 位置の検討	地区全体計画により位置を選定する。	○
3-1-2 平面、縦断計画	スパン割及び各部標高、エプロン長等の概略を決定する。	○
3-2 水理計算	等流計算により現況及び堰築造後の概略水理計算を行う。	○
3-2-1 河川水位の検討		
3-2-2 土砂吐の検討	勾配、概略幅員を決定し、概略水理計算を行う。	○
3-2-3 堰体及び護床工	標準的な水理条件 1 ケースについて水理計算を行う。	○
3-2-4 取水工	取入れ口の水理計算を行う。ただし、水頭の損失計算は含まない。	○
3-2-5 魚道及び下流放流工	魚道の概略の幅員、勾配等を決定するための水理計算を行う。	○
3-3 設計図作成	河川の縦、横断図を作成する。	○
3-3-1 河川計画図		
3-3-2 一般図	頭首工の計画一般平面図、平面図、正面図、標準断面図を作成する。	○
3-3-3 堰体	堰体の標準図を作成する。	○
3-3-4 堰柱	堰柱の標準図を作成する。	○
3-3-5 取水工	取水工の標準図を作成する。	○
3-3-6 護岸工	護岸工の標準図を作成する。	○
3-3-7 魚道	魚道の標準図を作成する。	○
3-3-8 管理橋	管理橋の標準図を作成する。	○
3-4 数量計算	土工、コンクリート等主要な数量を概算する。	○
3-5 施工計画	仮締切、仮設道路等を概定し、工程計画、施工方法の構想を立案する。	○
3-6 概算工事費積算	主要な数量及び事例等による単価で概算工事費を算出する。	○
3-7 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
3-8 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○

作業実施欄の○は本業務で計上している項目である。